

誤

目次

第1章 対象道路事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者の氏名及び住所	2-1
第3章 対象道路事業の目的及び内容	3-1
第1節 対象道路事業の目的	3-1
第2節 対象道路事業の内容	3-2
1. 対象道路事業の種類	3-2
2. 対象道路事業実施区域の位置	3-2
3. 対象道路事業の規模	3-2
4. 対象道路事業に係る道路の車線の数	3-2
5. 対象道路事業に係る道路の設計速度	3-2
6. 対象道路事業に係る道路の区分等	3-2
7. 対象道路事業に係る計画交通量	3-2
8. その他の事業の内容に関する事項	3-3
第4章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1- 1
第1節 自然的状況	4-1- 2
1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4-1- 2
2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	4-1-18
3. 土壌及び地盤の状況	4-1-29
4. 地形及び地質の状況	4-1-34
5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4-1-41
6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	4-1-70
第2節 社会的状況	4-2- 1
1. 人口及び産業の状況	4-2- 1
2. 土地利用の状況	4-2- 3
3. 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	4-2-11
4. 交通の状況	4-2-14
5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な 施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	4-2-16
6. 下水道の整備の状況	4-2-20
7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	4-2-22
8. その他の事項	4-2-65
第5章 対象道路事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
第1節 専門家等による技術的助言	5-1
第2節 環境影響評価の項目	5-1
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	5-3

正

目次

第1章 対象道路事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者の氏名及び住所	2-1
第3章 対象道路事業の目的及び内容	3-1
第1節 対象道路事業の目的	3-1
第2節 対象道路事業の内容	3-2
1. 対象道路事業の種類	3-2
2. 対象道路事業実施区域の位置	3-2
3. 対象道路事業の規模	3-2
4. 対象道路事業に係る道路の車線の数	3-2
5. 対象道路事業に係る道路の設計速度	3-2
6. 対象道路事業に係る道路の区分等	3-2
7. 対象道路事業に係る計画交通量	3-2
7. その他の事業の内容に関する事項	3-3
第4章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1- 1
第1節 自然的状況	4-1- 2
1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4-1- 2
2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	4-1-18
3. 土壌及び地盤の状況	4-1-29
4. 地形及び地質の状況	4-1-34
5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4-1-41
6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	4-1-70
第2節 社会的状況	4-2- 1
1. 人口及び産業の状況	4-2- 1
2. 土地利用の状況	4-2- 3
3. 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	4-2-11
4. 交通の状況	4-2-14
5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な 施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	4-2-16
6. 下水道の整備の状況	4-2-20
7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	4-2-22
8. その他の事項	4-2-65
第5章 対象道路事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
第1節 専門家等による技術的助言	5-1
第2節 環境影響評価の項目	5-1
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	5-3

2) 水質

(1) 河川

対象区域では、図4.1.11に示すとおり、土岐川、小里川及び阿木川において水質が測定されています。

対象区域では、平成19年度に河川の水質として、生活環境項目と健康項目について、それぞれ4地点において測定が行われています。なお、平成19年度は対象区域の河川においてダイオキシン類の調査は行われていません。

ア. 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目）

各調査地点における平成19年度の水質測定結果を表4.1.16に示します。

なお、各調査地点は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成20年6月18日法律第83号）第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域の地点です。

河川的生活環境項目の測定値は、pHは瑞浪大橋及びはら子橋において、大腸菌群数は瑞浪大橋、はら子橋及び恵那大橋において、環境基準を達成していませんが、その他の項目については、全ての地点において、環境基準を達成しています。なお、平成15～19年の5年間、河川的生活環境項目の測定値は、図4.1.11に示すとおり推移しています。

表4.1.16 水質測定結果（生活環境項目）（平成19年度）

番号	水域名	測定地点名	環境基準 水域類型	測定値				
				pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
1	土岐川 上流	瑞浪大橋	A	7.5~9.2	1.3	2.0	12.0	1.8×10 ⁴
2	小里川	はら子橋	B	7.7~8.6	0.9	3.0	11.0	1.4×10 ⁴
3	阿木川 下流	本川 合流前	C	7.3~7.8	3.1	3.0	10.0	
4	阿木川 上流	恵那大橋	A	7.6~8.4	0.8	2.0	10.0	8.7×10 ³
環境基準(水域類型A)				6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
環境基準(水域類型B)				6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
環境基準(水域類型C)				6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—

- 注) 1. 表中の数値は、pHについては最小～最大、BODについては75%値、その他は年平均値である。
 2. 75%値とは、年間を通じた日平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値を示します。
 3. 表中の□は、環境基準を達成していないことを示しています。
 4. 本川合流前については、大腸菌群数は未測定のため斜線とした。

出典：平成19年度 公共用水域の水質調査結果（岐阜県環境生活部ホームページ）

2) 水質

(1) 河川

対象区域では、図4.1.11に示すとおり、土岐川、小里川及び阿木川において水質が測定されています。

対象区域では、平成19年度に河川の水質として、生活環境項目と健康項目について、それぞれ4地点において測定が行われています。なお、平成19年度は対象区域の河川においてダイオキシン類の調査は行われていません。

ア. 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目）

各調査地点における平成19年度の水質測定結果を表4.1.16に示します。

なお、各調査地点は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成20年6月18日法律第83号）第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域の地点です。

河川的生活環境項目の測定値は、pHは瑞浪大橋及びはら子橋において、大腸菌群数は瑞浪大橋、はら子橋及び恵那大橋において、環境基準を達成していませんが、その他の項目については、全ての地点において、環境基準を達成しています。なお、平成15～19年の5年間、河川的生活環境項目の測定値は、図4.1.11に示すとおり推移しています。

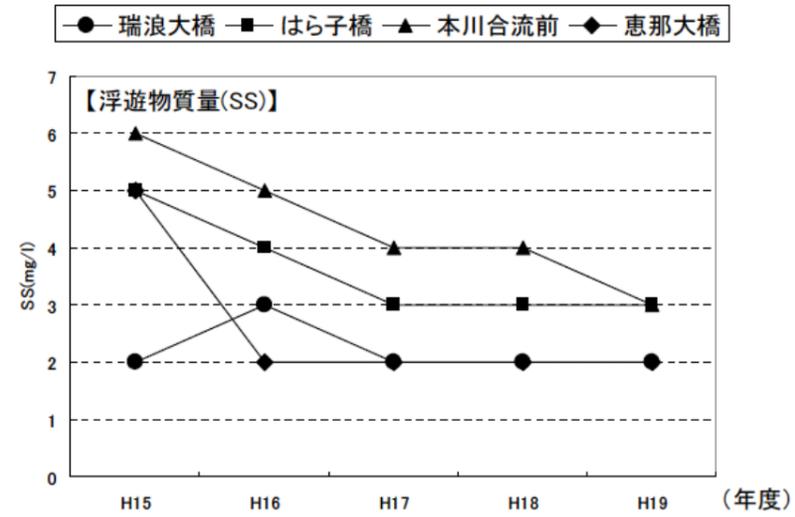
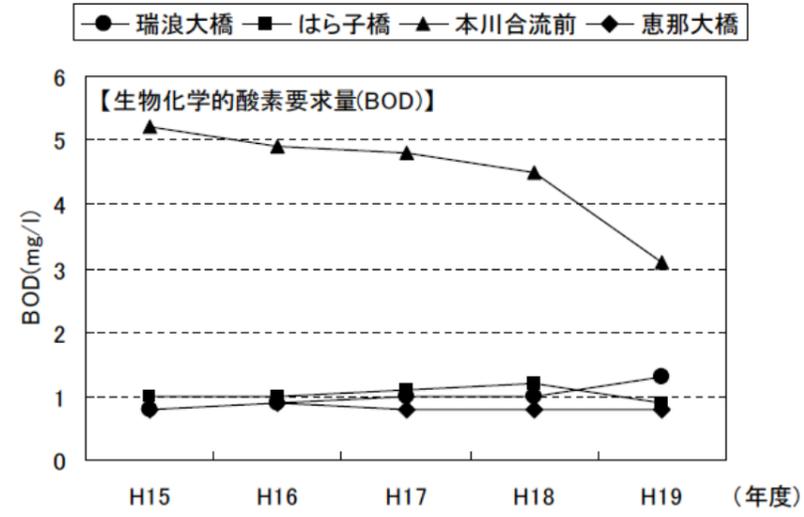
表4.1.16 水質測定結果（生活環境項目）（平成19年度）

番号	水域名	測定地点名	環境基準 水域類型	測定値				
				pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
1	土岐川 上流	瑞浪大橋	A	7.5~9.2	1.3	2.0	12.0	1.8×10 ⁴
2	小里川	はら子橋	B	7.7~8.6	0.91.1	3.0	11.0	1.4×10 ⁴
3	阿木川 下流	本川 合流前	C	7.3~7.8	3.1	3.0	10.0	
4	阿木川 上流	恵那大橋	A	7.6~8.4	0.8	2.0	10.0	8.7×10 ³
環境基準(水域類型A)				6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
環境基準(水域類型B)				6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
環境基準(水域類型C)				6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—

- 注) 1. 表中の数値は、pHについては最小～最大、BODについては75%値、その他は年平均値である。
 2. 75%値とは、年間を通じた日平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値を示します。
 3. 表中の□は、環境基準を達成していないことを示しています。
 4. 本川合流部については、環境基準のC類型が当てはめられているので、大腸菌群数については基準値が設定されていないため未測定である。

出典：平成19年度 公共用水域の水質調査結果（岐阜県環境生活部ホームページ）

誤

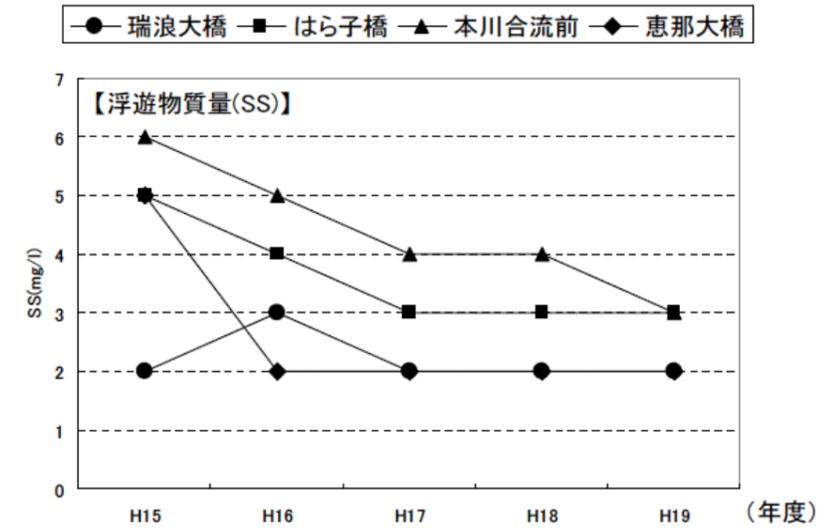
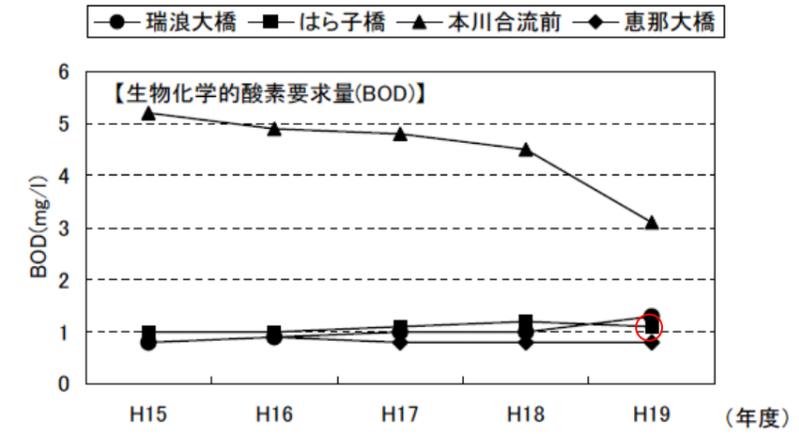


出典：平成15～19年度 公共用水域の水質調査結果（岐阜県環境生活部ホームページ）

図4.1.11(1) 水質（生活環境項目）の経年変化

4-1-21

正



出典：平成15～19年度 公共用水域の水質調査結果（岐阜県環境生活部ホームページ）

図4.1.11(1) 水質（生活環境項目）の経年変化

4-1-21

誤	正
<p>4. 地形及び地質の状況</p> <p>1) 地形の状況</p> <p>対象区域における地形の状況は、図4.1.15に示すとおりです。</p> <p>対象区域の大部分は山地及び丘陵地となっており、それらの斜面は15度～30度と比較的緩い傾斜となっています。</p> <p>低地は、土岐川沿いに細長くみられる谷底平野となっており、阿木川及び永田川に挟まれた地域は比較的広い低地となっています。</p> <p>台地は、土岐川沿いに分布するほか、対象区域の東部から南部にまとまってみられます。</p> <p>対象道路事業実施区域は、大部分で山地及び丘陵地、低地を通過するほか、一部で台地を通過します。</p> <p>2) 地質の状況</p> <p>対象区域における地質の状況は、図4.1.16に示すとおりです。</p> <p>河川周辺の山地・丘陵地は、砕屑物、礫及び粘土、凝灰質砂岩・泥岩、河川から離れた山地・丘陵地は流紋岩質岩石（溶結）や花崗岩質岩石、花崗斑岩といった岩石、低地は礫がち堆積物となっています。</p> <p>対象道路事業実施区域は、礫及び粘土、礫がち堆積物が大部分であり、一部砕屑物及び凝灰質砂岩・泥岩が存在します。</p> <p>対象区域及びその周辺における断層の分布状況は、図4.1.17に示すとおり、対象区域には確実度I（活断層であることが確実なもの）の赤河断層及び屏風山断層が分布している他、対象道路事業実施区域が確実度 Iの断層の一部を通過します。</p> <p style="text-align: center;">4-1-34</p>	<p>4. 地形及び地質の状況</p> <p>1) 地形の状況</p> <p>対象区域における地形の状況は、図4.1.15に示すとおりです。</p> <p>対象区域の大部分は山地及び丘陵地となっており、それらの斜面は15度～30度と比較的緩い傾斜となっています。</p> <p>低地は、土岐川沿いに細長くみられる谷底平野となっており、阿木川及び永田川に挟まれた地域は比較的広い低地となっています。</p> <p>台地は、土岐川沿いに分布するほか、対象区域の東部から南部にまとまってみられます。</p> <p>対象道路事業実施区域は、大部分で山地及び丘陵地、低地を通過するほか、一部で台地を通過します。</p> <p>2) 地質の状況</p> <p>対象区域における地質の状況は、図4.1.16に示すとおりです。</p> <p>河川周辺の山地・丘陵地は、砕屑物、礫及び粘土、凝灰質砂岩・泥岩、河川から離れた山地・丘陵地は、礫および粘土、凝灰質砂岩・泥岩、粘板岩・砂岩およびチャートといった半固結・固結堆積物、流紋岩質岩石（溶結）や花崗岩質岩石、花崗斑岩といった岩石、低地は礫がち堆積物となっています。</p> <p>対象道路事業実施区域は、礫及び粘土、礫がち堆積物が大部分であり、一部砕屑物及び凝灰質砂岩・泥岩が存在します。</p> <p>対象区域及びその周辺における断層の分布状況は、図4.1.17に示すとおり、対象区域には確実度I（活断層であることが確実なもの）の赤河断層及び屏風山断層が分布している他、対象道路事業実施区域が確実度 Iの断層の一部を通過します。</p> <p style="text-align: center;">4-1-34</p>

(2) 重要な動物種の状況

学術上または、希少性の観点から重要な動物の選定をするにあたって参考にした法令及び文献等は、表4.1.27に示すとおりです。

対象区域において生息記録のある重要な動物は、表4.1.28に示すとおり、哺乳類ではニホンカモシカやホンドモモンガ等7科10種、鳥類ではサンショウクイやオオタカ、サシバ等24科41種、爬虫類ではイシガメやスッポン等の2科3種、両生類ではオオサンショウウオやイモリ等6科9種、魚類ではメダカやドンコ等11科16種、昆虫類ではタガメやギフチョウ、オオムラサキ等12科25種、貝類ではオオタニシやタカキビ等の7科10種、合計69科114種があげられます。

また、位置情報の記載のある重要な動物の分布位置は、図4.1.19に示すとおりです。

表4.1.27 重要な動物の選定にあたって用いた法令及び文献等

番号	法律・文献等	選定基準
1	文化財保護法 (昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成19年3月30日法律第7号)	・法第69条による国指定の天然記念物 特：特別天然記念物 国：国指定天然記念物 ・法第98条による地方公共団体指定の天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成17年7月26日法律第87号)	国内：法第4条による国内希少野生動植物種 国際：法第4条による国際希少野生動植物種 特定：法第4条による特定国内希少野生動植物種 緊急：法第5条による緊急指定種
3	鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(2006年 環境省) 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(2007年 環境省) レッドリストの修正について(平成19年10月5日 環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 CR+EN：絶滅危惧I類(昆虫類・甲殻類等) VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
4	岐阜県の絶滅の恐れのある野生生物〔動物編〕改訂版(平成21年4月 岐阜県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
5	岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成21年4月 岐阜県)	選定基準は選定基準No.4と同様
6	岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成15年3月 岐阜県)	指定：指定希少野生生物

(2) 重要な動物種の状況

学術上または、希少性の観点から重要な動物の選定をするにあたって参考にした法令及び文献等は、表4.1.27に示すとおりです。

対象区域において生息記録のある重要な動物は、表4.1.28に示すとおり、哺乳類ではニホンカモシカやホンドモモンガ等5科8種、鳥類ではサンショウクイやオオタカ、サシバ等24科41種、爬虫類ではイシガメやスッポン等の2科3種、両生類ではオオサンショウウオやイモリ等6科9種、魚類ではメダカやドンコ等11科16種、昆虫類ではタガメやギフチョウ、オオムラサキ等12科25種、貝類ではオオタニシやタカキビ等の7科10種、合計69科114種があげられます。

また、位置情報の記載のある重要な動物の分布位置は、図4.1.19に示すとおりです。

表4.1.27 重要な動物の選定にあたって用いた法令及び文献等

番号	法律・文献等	選定基準
1	文化財保護法 (昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成19年3月30日法律第7号)	・法第69条による国指定の天然記念物 特：特別天然記念物 国：国指定天然記念物 ・法第98条による地方公共団体指定の天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成17年7月26日法律第87号)	国内：法第4条による国内希少野生動植物種 国際：法第4条による国際希少野生動植物種 特定：法第4条による特定国内希少野生動植物種 緊急：法第5条による緊急指定種
3	鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(2006年 環境省) 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(2007年 環境省) レッドリストの修正について(平成19年10月5日 環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 CR+EN：絶滅危惧I類(昆虫類・甲殻類等) VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
4	岐阜県の絶滅の恐れのある野生生物〔動物編〕改訂版(平成21年4月 岐阜県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
5	岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成21年4月 岐阜県)	選定基準は選定基準No.4と同様
6	岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成15年3月 岐阜県)	指定：指定希少野生生物

誤

表4.1.28(1) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準							
					1	2	3	4・5	6			
哺乳類	モグラ	モグラ	ヒメヒミズ	21,35				DD				
			ミズラモグラ	20				NT				
	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	21			NT	CR+EN				
			ニホンウサギコウモリ	20,21				NT				
			ニホンテングコウモリ	20,21,28			VU	VU				
	ネズミ	リス	ホンドモモンガ	1,5,6,20,21					NT			
		ヤマネ	ヤマネ	1,5,6,20,21	国		NT	NT				
		ネズミ	カヤネズミ	28				NT				
	ネコ	イタチ	オコジョ	5,6,20			NT	VU				
	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	3,5,21,24,28	特							
5目 7科 10種					2種	0種	4種	0種	0種			
鳥類	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	7,8,18,21,28				NT				
			コウノトリ	サギ	オオヨシゴイ	28			EN			
	コウノトリ	サギ	ミゾゴイ	7,8,20,21,28				EN	VU			
			チュウサギ	7,8,18,20,21,28				NT				
			トキ	トキ	7,8	特	国内	EW				
	カモ	カモ	オシドリ	7,8,9,18,21,28				DD	NT			
			トモエガモ	7				VU				
	タカ	タカ	ミサゴ	28				NT				
			ハチクマ	7,8,9,20,28				NT	NT			
			オオタカ	7,8,9,20,28		国内		NT	NT			
			ツミ	7,8,9,28					DD			
			ハイタカ	7,8,9,20,28				NT	NT			
			サシバ	7,8,9,21,28				VU	NT			
			クマタカ	7,8,18,21		国内		EN	VU			
			チュウヒ	7				EN				
	ハヤブサ	ハヤブサ	7,8,18,21		国内		VU	NT				
	キジ	キジ	ヤマドリ	7,8,21,28				NT				
	ツル	クイナ	ヒクイナ	7,8,20,21,28				VU	VU			
	チドリ	タマシギ	タマシギ	7,8,20,21,28					NT			
			シギ	7,8				NT	VU			
			カモメ	コアジサシ	7,8		国際	VU	VU			
	ハト	ハト	アオバト	7,8,21					DD			
			フクロウ	フクロウ	7,8				VU			
	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	7,8					DD			
			アオバズク	7,8,20,21,28					NT			
			フクロウ	7,8,18,20,21,28					NT			
			ヨタカ	ヨタカ	7,8,18,21,28				VU	NT		
	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	7,8					DD			
	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	7,8,9,20,21,28					NT			
			アカショウビン	7,8,20,28					NT			
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	7,8,18				EN	CR+EN				
	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	7,8,20,21,28				VU	NT			
			モズ	アカモズ	7,8,28				EN	CR+EN		
			ツグミ	トラツグミ	7,8,21,28					DD		
				マミジロ	7,8					DD		
			ウグイス	センダイムシクイ	7,8,21,28					NT		
			ヒタキ	コサメヒタキ	7,8,9,21,28					NT		
			カササギヒタキ	サンコウチョウ	7,8,21,28					NT		
			ホオジロ	ホオアカ	7,8,20,21,28					NT		
				ノジロ	7,8,21				NT	NT		
				クロジ	7,8,20,21,28					DD		
			13目 24科 41種					1種	5種	22種	35種	0種
			爬虫類	カメ	イシガメ	クサガメ	21				DD	
	イシガメ	21,28							DD	NT		
	スッポン	スッポン				21				DD	DD	
1目 2科 3種					0種	0種	2種	3種	0種			

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応

正

表4.1.28(1) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準							
					1	2	3	4・5	6			
哺乳類	モグラ	モグラ	ヒメヒミズ	3,21					DD			
			ミズラモグラ	20					NT			
	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	21				NT	CR+EN			
			ニホンウサギコウモリ	20,21					NT			
			ニホンテングコウモリ	20,21,28				VU	VU			
	ネズミ	リス	ホンドモモンガ	4,5,6,20,21					NT			
		ヤマネ	ヤマネ	1,5,6,20,21	国			NT	NT			
		ネズミ	カヤネズミ	28					NT			
	ネコ	イタチ	オコジョ	5,6,20					NT			
	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	3,5,21,24,28	特							
5目 7科 8種					2種	0種	3種	7種	0種			
鳥類	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	7,8,18,21,28					NT			
			コウノトリ	サギ	オオヨシゴイ	28				EN		
	コウノトリ	サギ	ミゾゴイ	7,8,20,21,28					EN			
			チュウサギ	7,8,18,20,21,28					NT			
			トキ	トキ	7,8	特	国内	EW				
	カモ	カモ	オシドリ	7,8,9,18,21,28					DD			
			トモエガモ	7					VU			
	タカ	タカ	ミサゴ	28					NT			
			ハチクマ	7,8,9,20,28					NT			
			オオタカ	7,8,9,20,28		国内			NT			
			ツミ	7,8,9,28					DD			
			ハイタカ	7,8,9,20,28					NT			
			サシバ	7,8,9,21,28					VU			
			クマタカ	7,8,18,21		国内			EN			
			チュウヒ	7					EN			
	ハヤブサ	ハヤブサ	7,8,18,21		国内		VU	NT				
	キジ	キジ	ヤマドリ	7,8,21,28					NT			
	ツル	クイナ	ヒクイナ	7,8,20,21,28					VU			
	チドリ	タマシギ	タマシギ	7,8,20,21,28								
			シギ	7,8					NT			
			カモメ	コアジサシ	7,8		国際		VU			
	ハト	ハト	アオバト	7,8,21					DD			
			フクロウ	フクロウ	7,8					VU		
	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	7,8					DD			
			アオバズク	7,8,20,21,28					NT			
			フクロウ	7,8,18,20,21,28					NT			
			ヨタカ	ヨタカ	7,8,18,21,28					VU		
	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	7,8					DD			
	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	7,8,9,20,21,28					NT			
			アカショウビン	7,8,20,28					NT			
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	7,8,18					EN				
	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	7,8,20,21,28					VU			
			モズ	アカモズ	7,8,28					EN		
			ツグミ	トラツグミ	7,8,21,28					DD		
				マミジロ	7,8					DD		
			ウグイス	センダイムシクイ	7,8,21,28					NT		
			ヒタキ	コサメヒタキ	7,8,9,21,28					NT		
			カササギヒタキ	サンコウチョウ	7,8,21,28					NT		
			ホオジロ	ホオアカ	7,8,20,21,28					NT		
				ノジロ	7,8,21					NT		
				クロジ	7,8,20,21,28					DD		
			13目 24科 41種					1種	5種	22種	35種	0種
			爬虫類	カメ	イシガメ	クサガメ	21					DD
	イシガメ	21,28								DD	NT	
	スッポン	スッポン				21					DD	
1目 2科 3種					0種	0種	2種	3種	0種			

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応

表4.1.28(2) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準					
					1	2	3	4+5	6	
両生類	サンショウウオ	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	18, 22, 28			NT	NT		
			ブチサンショウウオ	28			VU			
		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	21, 26, 28	特		VU	VU		
		イモリ	イモリ	21, 28			NT			
	カエル	ヒキガエル	ナガレヒキガエル	20				NT		
			ニホンアカガエル	20, 21, 28				NT		
		アカガエル	ナゴヤダルマガエル	20			EN	VU		
			ナガレタゴガエル	20				DD		
		アオガエル	モリアオガエル	22, 28				DD		
	2目	6科	9種		1種	0種	4種	8種	0種	
魚類	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	23			NT			
			ウナギ	ウナギ	21, 23, 28			DD		
	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	19, 21, 23			EN			
			ヤリタナゴ	28, 23			NT	NT		
			ハス	11, 23			VU			
			イトモロコ	11				NT		
			スゴモロコ	11, 21, 23			NT			
			アジメドジョウ	28			VU			
	ドジョウ	ドジョウ	ホトケドジョウ	10, 23			EN	NT		
			ネコギギ	21, 25, 26, 28	天		EN	CR+EN		
	ナマズ	ナマズ	アカザ	19, 21, 25, 28			VU			
			アマゴ	11, 19, 23, 28			NT	NT		
	サケ	サケ	メダカ	19, 21, 23, 28			VU			
			メダカ	19, 21, 23, 28			VU			
	カサゴ	カサゴ	カジカ	10, 23			NT	VU (小卵型)		
			ドンコ	19, 20, 21				NT		
スズキ	スズキ	ハゼ	オオヨシノボリ	28				DD		
		オオヨシノボリ	28					DD		
8目	11科	16種		1種	0種	12種	8種	0種		
昆虫類	トンボ	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ	20, 21, 22			NT	NT	
			サナエトンボ	ホシサナエ	10				NT	
			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	21			NT	DD	
	カメムシ	カメムシ	コオイムシ	タガメ	16			VU	VU	
			タイコウチ	ヒメタイコウチ	13, 20, 28				VU	
	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	14, 15, 16, 20, 28			NT	NT		
			スジグロチャセセリ	14, 15, 16, 20				NT		
			ヘリグロチャセセリ	14, 15					NT	
			ミヤマチャセセリ	14, 15, 16, 28					NT	
			ギフチョウ	14, 15, 16, 20, 22, 28			VU	NT		
		アゲハチョウ	アゲハチョウ	ツマグロキチョウ	14, 15, 16, 20, 28			VU	VU	
				ミドリシジミ	14, 15, 29				VU	
		シロチョウ	シロチョウ	フジミドリシジミ	15				NT	
				クロシジミ	14, 15, 16, 20, 28			CR+EN	VU	
				ゴマシジミ	14, 15, 16, 20, 28			VU	CR+EN	
	ヒメシジミ			14, 15, 16, 28			NT	NT		
	ミヤマシジミ			21			VU			
	タテハチョウ			ウラギンシジメ	14, 15, 16, 28			NT	NT	
	オオムラサキ			14, 15, 16, 28			NT			
	ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ	14, 15, 28			VU	CR+EN		
			クロヒカゲ	15			VU	CR+EN		
			オオヒカゲ	14, 15, 28			VU			
			ヒメヒカゲ	14, 15, 16, 20, 28			CR+EN	CR+EN		
			キマダラモドキ	21			NT			
	ドクガ	スグドクガ	28				NT			
	3目	12科	25種		0種	0種	16種	22種	0種	

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応

表4.1.28(2) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準					
					1	2	3	4+5	6	
両生類	サンショウウオ	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	18, 22, 28			NT	NT		
			ブチサンショウウオ	28			NT	VU	注1	
		ズオサンショウウオ	オオサンショウウオ	21, 26, 28	特	国際	VU	VU		
		イモリ	イモリ	21, 28				NT		
	カエル	ヒキガエル	ナガレヒキガエル	20					NT	
			アカガエル	ニホンアカガエル	20, 21, 28				NT	
		アカガエル	ナゴヤダルマガエル	20				EN	VU	
			ナガレタゴガエル	20					DD	
		アオガエル	モリアオガエル	22, 28					DD	
	2目	6科	9種		1種	1種	5種	8種	0種	
魚類	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	23			VU	VU (北方種) NT (南方種)		
			ウナギ	ウナギ	21, 23, 28			DD		
	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	19, 21, 23				EN		
			ヤリタナゴ	28, 23				NT	NT	
			ハス	11, 23				VU		
			イトモロコ	11					NT	
			スゴモロコ	11, 21, 23				NT		
			アジメドジョウ	28				VU		
	ドジョウ	ドジョウ	ホトケドジョウ	10, 23				EN	NT	
			ネコギギ	21, 25, 26, 28	天		EN	CR+EN		
	ナマズ	ナマズ	アカザ	19, 21, 25, 28				VU		
			アマゴ	11, 19, 23, 28				NT	NT	
	サケ	サケ	メダカ	19, 21, 23, 28				VU		
			メダカ	19, 21, 23, 28				VU		
	カサゴ	カサゴ	カジカ	10, 23				NT	VU (小卵型)	
			ドンコ	19, 20, 21					NT	
スズキ	スズキ	ハゼ	オオヨシノボリ	28				DD		
		オオヨシノボリ	28					DD		
8目	11科	16種		1種	0種	13種	9種	0種		
昆虫類	トンボ	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ	20, 21, 22			NT	NT	
			サナエトンボ	ホシサナエ	10				NT	
			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	21			NT	DD	
	カメムシ	カメムシ	コオイムシ	タガメ	16			VU	VU	
			タイコウチ	ヒメタイコウチ	13, 20, 28				VU	
	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	14, 15, 16, 20, 28				NT	NT	
			スジグロチャセセリ	14, 15, 16, 20					NT	
			ヘリグロチャセセリ	14, 15					NT	
			ミヤマチャセセリ	14, 15, 16, 28					NT	
			ギフチョウ	14, 15, 16, 20, 22, 28			VU	NT		
		アゲハチョウ	アゲハチョウ	ツマグロキチョウ	14, 15, 16, 20, 28			VU	VU	
				ミドリシジミ	14, 15, 29				VU	
		シロチョウ	シロチョウ	フジミドリシジミ	15					NT
				クロシジミ	14, 15, 16, 20, 28				CR+EN	VU
				ゴマシジミ	14, 15, 16, 20, 28				VU	CR+EN
	ヒメシジミ			14, 15, 16, 28				NT	NT	
	ミヤマシジミ			21				VU	VU	
	タテハチョウ			ウラギンシジメ	14, 15, 16, 28				NT	NT
	オオムラサキ			14, 15, 16, 28				NT		
	ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ	14, 15, 28				VU	CR+EN	
			クロヒカゲ	15				VU	CR+EN	
			オオヒカゲ	14, 15, 28				VU		
			ヒメヒカゲ	14, 15, 16, 20, 28				CR+EN	CR+EN	
			キマダラモドキ	21				NT	NT	
	ドクガ	スグドクガ	28					NT		
	3目	12科	25種		0種	0種	17種	24種	0種	

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応
注1: ブチサンショウウオが種分化した。コガタブチサンショウウオ: VU

表4.1.28(3) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準				
					1	2	3	4・5	6
貝類・ 軟体 動物 十脚 甲殻類	ニナ	タニシ	マルタニシ	28			NT	NT	
			オオタニシ	11, 17, 28,			NT		
	モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ	10, 27			NT		
	マイマイ	キセルガイ	コスジギセル	28			NT		
			ペッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	17			DD	
				ヒメハリマキビ	17			NT	
				タカキビ	17			NT	DD
	ニッポンマイマイ	ヒメヒロウドマイマイ	28			VU			
	イシガイ	イシガイ	マツカサガイ	28			NT	VU	
	ハマグリ	シジミ	マシジミ	28			NT	NT	
5目	7科	10種		0種	0種	10種	4種	0種	
合計	37目	69科	114種		5種	6種	72種	10種	0種

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応

表4.1.28(3) 文献により確認された重要な動物

項目	目	科	種	文献	選定基準				
					1	2	3	4・5	6
貝類・ 軟体 動物 十脚 甲殻類	ニナ	タニシ	マルタニシ	28			NT	NT	
			オオタニシ	11, 17, 28,			NT		
	モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ	10, 27			NT		
	マイマイ	キセルガイ	コスジギセル	28			NT		
			ペッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	17			DD	
				ヒメハリマキビ	17			NT	
				タカキビ	17			NT	DD
	ニッポンマイマイ	ヒメヒロウドマイマイ	28			VU			
	イシガイ	イシガイ	マツカサガイ	28			NT	VU	
	ハマグリ	シジミ	マシジミ	28			NT	NT	
5目	7科	10種		0種	0種	10種	4種	0種	
合計	37目	67科	112種		5種	6種	72種	10種	0種

※文献番号は表4.1.26に示した番号に対応、選定基準番号は表4.1.27に示した文献番号に対応

ウ. 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、表4.2.21及び表4.2.22に示します。

対象区域には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域があります。対象区域における指定の状況を表4.2.23及び図4.2.13に示します。

なお、対象道路事業実施区域はA類型に指定される庄内川(土岐川)上流を通過します。

表4.2.21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/1 以下	1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/1 以下	
六価クロム	0.05mg/1 以下	
砒素	0.01mg/1 以下	2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表4.2.19において同じ。
総水銀	0.0005mg/1 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	
チウラム	0.006mg/1 以下	
シマジン	0.003mg/1 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	
ベンゼン	0.01mg/1 以下	
セレン	0.01mg/1 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	
ふっ素	0.8mg/1 以下	
ほう素	1mg/1 以下	

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正:平成15年11月5日環境省告示第123号)

ウ. 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、表4.2.21及び表4.2.22に示します。

対象区域には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域があります。対象区域における指定の状況を表4.2.23及び図4.2.13に示します。

なお、対象道路事業実施区域はA類型に指定される庄内川(土岐川)上流を通過します。

表4.2.21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/1 以下	1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/1 以下	
六価クロム	0.05mg/1 以下	
砒素	0.01mg/1 以下	2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表4.2.4022において同じ。
総水銀	0.0005mg/1 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	
チウラム	0.006mg/1 以下	
シマジン	0.003mg/1 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	
ベンゼン	0.01mg/1 以下	
セレン	0.01mg/1 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	
ふっ素	0.8mg/1 以下	
ほう素	1mg/1 以下	

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正:平成15年11月5日環境省告示第123号)

(21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域(上乘せ排水基準)
 対象区域には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正:平成18年6月14日法律第68号)第三条第三項の規定に基づき、同法同条第一項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域が土岐川水域及び木曾川水域に設定されています。
 上乘せ排水基準のうち、し尿処理施設(501人槽以上のもの)を設置する特定事業場に係る排出基準を表4.2.35に示します。
 なお、対象道路事業実施区域は、土岐川水域を通過します。

表4.2.35(1) 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準(土岐川水域)

単位: mg/l

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一 公共下水道処理区域に所在するもの		25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1
	二 その他の区域に所在するもの		40 (日間平均30)	—	—	—	—

注) 1. 土岐川水域とは、庄内川水系土岐川及びこれに流入する公共用水域を指します。
 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:平成17年6月22日法律第70号)第2条第8号に規定する処理区域を指します。
 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域を指します。
 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水について適用します。
 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月28日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成12年12月27日条例第55号)

表4.2.35(2) 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準(木曾川水域)

単位: mg/l

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール類 含有量
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一 公共下水道処理区域に所在するもの		25 (日間平均20)	90 (日間平均75)	10	0.5
	二 その他の区域に所在するもの		40 (日間平均30)	—	—	—

注) 1. 木曾川水域とは、木曾川水系木曾川及びこれに流入する公共用水域をさします。
 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:平成17年6月22日法律第70号)第2条第8号に規定する処理区域をさします。
 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域をさします。
 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水について適用します。
 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月28日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成12年12月27日岐阜県条例第55号)

(21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域(上乘せ排水基準)
 対象区域には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正:平成18年6月14日法律第68号)第三条第三項の規定に基づき、同法同条第一項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域が土岐川水域及び木曾川水域に設定されています。
 上乘せ排水基準のうち、し尿処理施設(501人槽以上のもの)を設置する特定事業場に係る排出基準を表4.2.35に示します。
 なお、対象道路事業実施区域は、土岐川水域を通過します。

表4.2.35(1) 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準(土岐川水域)

単位: mg/l

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一 公共下水道処理区域に所在するもの		25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1
	二 その他の区域に所在するもの		40 (日間平均30)	—	—	—	—

注) 1. 土岐川水域とは、庄内川水系土岐川及びこれに流入する公共用水域を指します。
 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:平成17年6月22日法律第70号)第2条第8号に規定する処理区域を指します。
 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域を指します。
 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
 5. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水について適用します。
 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月28日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成12年12月27日条例第55号)

表4.2.35(2) 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準(木曾川水域)

単位: mg/l

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール類 含有量
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一 公共下水道処理区域に所在するもの		25 (日間平均20)	90 (日間平均75)	10	0.5
	二 その他の区域に所在するもの		40 (日間平均30)	—	—	—

注) 1. 木曾川水域とは、木曾川水系木曾川及びこれに流入する公共用水域をさします。
 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:平成17年6月22日法律第70号)第2条第8号に規定する処理区域をさします。
 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域をさします。
 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
 5. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水について適用します。
 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月28日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成12年12月27日岐阜県条例第55号)

正誤表

(誤) カモシカやモモンガ等 10 種

(正) カモシカ等 8 種

(誤) タカビキ等 11 種、合計 115 種

(正) タカビキ等 10 種、合計 112 種

表5.3.2 (13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 (建設機械の稼働)	建設機械の稼働に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には、哺乳類ではカモシカやモモンガ等10種、鳥類ではチュウサギやオオタカ、サシバ等41種、爬虫類ではイシガメとスッポンの3種、両生類ではオオサンショウウオやイモリ等9種、魚類ではネコギギやメダカ等16種、昆虫類ではタガメやギフチョウ、オオムラサキ等25種、貝類ではオオタニシやタカビキ等11種、合計115種の重要な動物が生息する可能性があります。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物への影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	1. 調査すべき情報 動物相の状況 (哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物、陸産・淡水産貝類、十脚甲殻類) ・重要な種等の状況 (生態、分布、生息状況、生息環境) 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物などの各々の種に適した手法を選定し、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取により行います。 (現地調査方法例) 哺乳類：直接観察、フィールドサイン法、トラップによる捕獲 鳥類：直接観察、ラインセンサス法、定点観察法 両生・爬虫類：直接観察及び採取 魚類：直接観察及び採取 昆虫類：直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトラップ法 底生生物：直接観察及び採取、コードラット法 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲とします。ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生息するまたは生息する可能性のある動物の生態等を踏まえ、生息状況及び生息環境を適切に把握できる地点または経路とします。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬の4季実施することを基本とし、調査地域に生息する動物を確認しやすい時期とします。	1. 調査の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小の程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらの影響が重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小の程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらの影響が重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。		
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路の存在)	道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。					

正誤表

(誤)「ヒトツバタゴ自生地」等 15 件

(正)「ヒトツバタゴ自生地」等 14 件

表5.3.2 (14) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び群落への影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周囲の現存植生は、山地・丘陵地や台地の大部分はモチツツジ・アカマツ群集やコナラ群落などの二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林となっており、河川沿いの低地には水田雑草群落、丘陵地や台地には落葉果樹園や畑地雑草群落がみられます。対象道路事業実施区域及びその周囲には、シデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴ等140種の重要な植物が生育する可能性があります。また、天然記念物として「釜戸ハナノキ自生地」や「ヒトツバタゴ自生地」等15件、特定植物群落として「恵那のヒノキ植林地」及び「恵那のアカマツ・モチツツジ群集」の2件が分布するとされています。	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 植物相（シダ植物、種子植物）及び植生の状況 重要な種及び群落の状況（生態、分布、生育状況、生育環境） 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、個体の目視、必要に応じ個体の採取により行います。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲とします。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 調査地点は、調査地域に生育するまたは生育する可能性のある植物の生態等を踏まえ、生育状況及び生育環境を適切に把握できる地点または経路とします。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 調査期間は、春夏秋の3季実施することを基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい時期とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 重要な種・群落の生育地が消失・縮小の程度を把握し、それらの影響が重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 予測地域は、調査地域と同じとします。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 予測対象時期は、事業特性及び重要な種・群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避又は低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。

